

海事業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（第二条関係）	19
○	内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）（抄）（第三条関係）	26
○	造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）（第四条関係）	37
○	造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）（第五条関係）	56
○	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）（第六条関係）	63
○	船員法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（第七条関係）	69
○	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）（第八条関係）	79
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）	101
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十一条関係）	102
○	内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）（附則第十二条関係）	103
○	小型船造船業法（昭和四十一年法律第一百十九号）（抄）（附則第十三条関係）	104
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十四条関係）	105
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）（附則第十五条関係）	108
○	船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）（附則第十六条関係）	110

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 特定船舶の導入の促進（第三十九条の十九―第三十九条の三十六）</p> <p>第八章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>第十章 罰則（第四十六条―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>（日本船舶の譲渡等の届出）</p> <p>第三十九条 認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（第四十二条及び四十四条の二において「外国人等」という。）への貸渡し又はこれらに類する行為として国土交通省令で定めるものをしよるときは、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（先進船舶導入等計画）</p> <p>第三十九条の十一（略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（第四十六条―第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>（日本船舶の譲渡等の届出）</p> <p>第三十九条 認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者への貸渡し又はこれらに類する行為として国土交通省令で定めるものをしよるときは、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（先進船舶導入等計画）</p> <p>第三十九条の十一（略）</p> <p>2～4 （略）</p>

5 前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下この章において「認定船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6・7 (略)

## 第七章 特定船舶の導入の促進

(特定船舶導入促進基本方針)

第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十五において「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項

二 特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 船舶運航事業者等（特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。次条及び第三十九条の二十一において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する特定船舶導入計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

5 前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下「認定船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6・7 (略)

(新設)

五 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の方法に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第三十九条の二十五第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶の導入の促進のために必要な事項

3 国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、特定船舶導入促進基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣及び財務大臣は、特定船舶導入促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（特定船舶導入計画）

第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画（以下この条から第三十九条の二十二までにおいて「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 特定船舶導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定船舶の導入の目標

二 導入を行うおとする特定船舶の概要その他の特定船舶の導入の内容

三 計画期間

四 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 特定船舶導入計画には、前項各号に掲げる事項のほか、第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項を記載することができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するもので

（新設）

あると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定船舶導入促進基本方針に適合するものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特定船舶の導入が、我が国海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

四 特定船舶導入計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

5 | 前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下この章において「認定船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る特定船舶導入計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 | 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 | 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（先進船舶導入等計画の認定の特例）

第三十九条の二十一 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画（前条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。）について同条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。）を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（認定の取消し）

第三十九条の二十二 国土交通大臣は、第三十九条の二十四第四項の認定を受けた特定船舶導入計画（同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことが

（新設）

（新設）

できる。

(公庫の行う導入促進円滑化業務)

第三十九条の二十三 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一條の規定にかかわらず、第三十九条の二十五第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の三十四において「導入促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

(導入促進円滑化業務の実施に関する方針)

第三十九条の二十四 公庫は、特定船舶導入促進基本方針に即して、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、導入促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下この条及び次条において「実施方針」という。）を定めなければならない。

2| 公庫は、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3| 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4| 公庫は、実施方針に従つて導入促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第三十九条の二十五 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金を貸し付け

(新設)

(新設)

(新設)

- る業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「導入促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、導入促進業務を行う者として指定することができる。
- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
  - 二 次項に規定する業務規程が、法令並びに特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に適合し、かつ、導入促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
  - 三 人的構成に照らして、導入促進業務を適正かつ確実に実施することができ、知識及び経験を有していること。
- 2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程（次項及び第三十九条の二十七において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
- 3 業務規程には、導入促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
- 一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
  - 二 第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
  - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第三十九条の二十六 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は導入促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第三十九条の二十七 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関の業務規程が導入促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（協定）

第三十九条の二十八 公庫は、導入促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従い

（新設）

（新設）

（新設）



その業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第三十九条の二十九 指定金融機関は、導入促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十九条の三十 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、導入促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第三十九条の三十一 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が導入促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金

(新設)

(新設)

(新設)

融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第三十九条の三十二 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第三十九条の二十五第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第三十九条の三十三 指定金融機関について、第三十九条の三十一第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第三十九条の三十四 導入促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、導入促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条(同条の表第十一条第一項第五号の

(新設)

(新設)

(新設)

項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2| 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第十一条第一項第五号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の二十三に規定する導入促進円滑化業務（以下「導入促進円滑化業務」という。）を除く。）</p>
<p>第五十八条及び第五十九条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律、海上運送法</p>
<p>第七十一条</p>	<p>第五十九条第一項</p>	<p>海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項</p>
<p>第七十三条第一号</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律（海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第七十三条</p>	<p>第十一条</p>	<p>第十一条及び海上運送法第三</p>

三十三号		十九条の二十三
第七十三条第七号	第五十八条第二項	海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四十七條第一項	公庫の業務	公庫の業務（導入促進円滑化業務を除く。）

（認定船舶運航事業者等に対する報告の徴収）

第三十九条の三十五 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等及び当該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。

（指定金融機関に対する報告の徴収等）

第三十九条の三十六 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級

第四十条・第四十一条（略）

第九章 雑則

（新設）

（新設）

第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級

第四十条・第四十一条（略）

第八章 雑則

(外国人に対する適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、第二十四条、第二十五条、第二十八条から第二十九条の四まで、第三十条（第三号に係るものを除く。）、第三十二条の二及び第七章（第三十九条の二十一を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を除き、外国人等が、海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営むものに対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは、「輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要がある」とする。

3 前項に規定するもののほか、外国人等に対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため必要がある」と、「船舶運航事業者」とあるのは「当該行為に係る航路において事業を営営している船舶運航事業者」と、「その業務」とあるのは「当該航路におけるその業務」とする。

4 外国人等に対する第二十五条の規定の適用については、同条第一項

(外国人に対する適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、第二十四条、第二十五条、第二十八条から第二十九条の四まで、第三十条（第三号に係るものを除く。）及び第三十二条の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を除き、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が、海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に対する第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、第二十四条第一項中「必要がある」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため必要がある」と、「船舶運航事業者」とあるのは「当該行為に係る航路において事業を営営している船舶運航事業者」と、「その業務」とあるのは「当該航路におけるその業務」と、第二十五条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

(新設)

(新設)

中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の第二項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

5 外国人等に対する第三十九条の十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「その他の者」とあるのは、「その他の者（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と国土交通省令で定める密接な関係を有する者に限る。）」とする。

#### （国際船舶の譲渡等の届出）

第四十四条の二 日本国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送（以下「国際海上輸送」という。）の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶（以下「国際船舶」という。）を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

#### 第十章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は

#### （新設）

#### （国際船舶の譲渡等の届出）

第四十四条の二 日本国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送（以下「国際海上輸送」という。）の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶（以下「国際船舶」という。）を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

#### 第九章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

これを併科する。

- 一 第三条第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだとき。
- 二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだとき。
- 三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだとき。

第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をしないで運航を開始したとき。
- 二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。
- 三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令

- 一 第三条第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者

二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者

- 三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をしないで運航を開始した者
- 二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者
- 三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令

に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

四 第九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

五 第十条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

六 第十条の第三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十条の三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つたとき。

七 第十条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十条の三第四項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつたとき。

九 第十条の三第五項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に

に違反して、運賃又は料金を収受した者

四 第九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

六 第十条の三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十条の三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者

七 第十条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十条の三第四項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

九 第十条の三第五項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に



において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第十一条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで事業計画を変更したとき。

十一 第十一条の二第一項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更したとき。

十二 第十一条の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を変更したとき。

十三 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

十四 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十五 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、对外旅客定期航路事業を営んだとき。

十六 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

十七 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十八 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだとき。

十九 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結したとき。

二十 第二十条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業(旅客不定期航路事業を除

において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第十一条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者

十一 第十一条の二第一項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更した者

十二 第十一条の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を変更した者

十三 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

十四 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

十五 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、对外旅客定期航路事業を営んだ者

十六 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

十七 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者

十八 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

十九 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した者

二十 第二十条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業(旅客不定期航路事業を除

く。)を営んだとき。

二十一 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二 第二十五条第一項(第四十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十三 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

二十四 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更したとき。

第五十一条 第三十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをしたとき。

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の二十九の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第三十九条の三十一第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

く。)を営んだ者

二十一 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者

二十四 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第五十一条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

(新設)

五 第三十九条の三十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(新設)

六 第三十九条の三十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

第五十五条 第三十九条の二十四第二項又は第三十九条の二十八第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(新設)

第五十六条 (略)

第五十四条 (略)

(削る)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 特定船舶の導入の促進（第三十九条の十九―第三十九条の三十七）</p> <p>第八章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定船舶導入促進基本方針）</p> <p>第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十六において「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船舶運航事業者等（特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。次条から第三十九条の二十二までにおいて同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 特定船舶の導入の促進（第三十九条の十九―第三十九条の三十六）</p> <p>第八章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定船舶導入促進基本方針）</p> <p>第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十五において「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船舶運航事業者等（特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。次条及び第三十九条の二十一において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項</p>

四 特定船舶に対する遠隔支援業務（船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務をいう。次条第三項第二号及び第三十九条の二十二において同じ。）に関する事項

五（略）

六 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第三十九条の二十六第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

七（略）

3・4（略）

（特定船舶導入計画）

第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画（以下「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

3 特定船舶導入計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項

二 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一（略）

四 特定船舶導入計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

（新設）

四（略）

五 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第三十九条の二十五第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

六（略）

3・4（略）

（特定船舶導入計画）

第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画（以下この条から第三十九条の二十二までにおいて「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

3 特定船舶導入計画には、前項各号に掲げる事項のほか、第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項を記載することができる。

（新設）

（新設）

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一（略）

四 特定船舶導入計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

五 特定船舶導入計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

5～7 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の特例)

第三十九条の二十一 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画(前条第三項第一号に掲げる事項が記載されているものに限る。)について同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条において同じ。)を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

(船舶安全法の特例)

第三十九条の二十二 船舶運航事業者等がその特定船舶導入計画(第三十九条の二十第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。)について同条第四項の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠隔支援業務に係る事業場については、船舶安全法第六条ノ四第一項の認定があつたものとみなす。

第三十九条の二十三 (略)

(公庫の行う導入促進円滑化業務)

第三十九条の二十四 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第三十九条の二十六第四項第三号に規定する指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

(新設)

5～7 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の特例)

第三十九条の二十一 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画(前条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)について同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。)を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

(新設)

第三十九条の二十二 (略)

(公庫の行う導入促進円滑化業務)

第三十九条の二十三 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第三十九条の二十五第四項第三号に規定する指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

第三十九条の二十五 (略)

(指定金融機関の指定)

第三十九条の二十六 (略)

2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程(次項及び第三十九条の二十八において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 (略)

二 第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ (略)

ロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第三十九条の二十七(第三十九条の三十二) (略)

(指定の取消し等)

第三十九条の三十三 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第

第三十九条の二十四 (略)

(指定金融機関の指定)

第三十九条の二十五 (略)

2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程(次項及び第三十九条の二十七において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 (略)

二 第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ (略)

ロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第三十九条の二十六(第三十九条の三十一) (略)

(指定の取消し等)

第三十九条の三十二 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第

三十九条の二十六第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第三十九条の三十四 指定金融機関について、第三十九条の三十二第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第三十九条の三十五 (略)

2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第十一条第一項第五号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九条の二十四に規定する導入促進円滑化業務(以下「導入促進円滑化業務」という。)を除く。)</p>
<p>第五十八条及び第五十九条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律、海上運送法</p>
<p>第七十一条</p>	<p>第五十九条第一項</p>	<p>海上運送法第三十九条の三十</p>

三十九条の二十五第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第三十九条の三十三 指定金融機関について、第三十九条の三十一第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第三十九条の三十四 (略)

2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第十一条第一項第五号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九条の二十三に規定する導入促進円滑化業務(以下「導入促進円滑化業務」という。)を除く。)</p>
<p>第五十八条及び第五十九条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律、海上運送法</p>
<p>第七十一条</p>	<p>第五十九条第一項</p>	<p>海上運送法第三十九条の三十</p>



第七十三条第一号	この法律	五第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第三号	第十一条	この法律（海上運送法第三十九条の三十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第十一条及び海上運送法第三十九条の二十四
附則第四十七条第一項	公庫の業務	海上運送法第三十九条の三十五第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項 公庫の業務（導入促進円滑化業務を除く。）

第三十九条の三十六・第三十九条の三十七（略）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二（略）
- 三 第三十九条の三十の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第三十九条の三十二第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第三十九条の三十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 第三十九条の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

第七十三条第一号	この法律	四第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第三号	第十一条	この法律（海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第十一条及び海上運送法第三十九条の二十三
附則第四十七条第一項	公庫の業務	海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項 公庫の業務（導入促進円滑化業務を除く。）

第三十九条の三十五・第三十九条の三十六（略）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二（略）
- 三 第三十九条の二十九の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第三十九条の三十一第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第三十九条の三十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 第三十九条の三十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十五条 第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十九第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十五条 第三十九条の二十四第二項又は第三十九条の二十八第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。</p> <p>一 内航海運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業</p> <p>ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業</p> <p>ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業</p> <p>二 内航海運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭船を含む、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業</p> <p>三 内航海運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「内航海運業」とは、内航海運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航海運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭船を含む、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業</p> <p>二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業</p> <p>三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業</p>

船舶の管理」という。)をする事業

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。)前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。)であるとき。

三・四 (略)

五 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。)前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。)であるとき。

三・四 (略)

五 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。

有していないとき。

六 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないとき。

七 (略)

2 (略)

(変更登録等)

第七条 (略)

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者のうち、内航運送をする事業者を行う者(以下「内航運送をする内航海運業者」という。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、内航運送をする内航海運業者が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定め

(新設)

六 (略)

2 (略)

(変更登録等)

第七条 (略)

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、内航海運業者が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送

ている内航運送約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 内航運送をする内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(書面の交付)

第九条 内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 内航海運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航海運業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(輸送の安全性の向上)

第十条 内航運送をする内航海運業者及び内航運送をする事業について第三条第二項の届出をした者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第十一条 内航運送をする内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航

約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(新設)

(輸送の安全性の向上)

第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守

海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一（三）（略）

四 安全統括管理者（内航海運送をする内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（内航海運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運送をする内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運送をする内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 内航海運送をする内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運送をする内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運送をする内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（船員の過労の防止）

すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一（三）（略）

四 安全統括管理者（内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第十二条 内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した

適切な運航計画（運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。第二十条第一項において同じ。）の作成その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たつては、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。

第十三条・第十四条 （略）

（削る）

（船舶に関する表示）

第十五条 内航海運業者（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第十六条 （略）

（事業の停止及び登録の取消し）

第十七条 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

一 （略）

二 第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当することとなつたとき。

三 （略）

2 （略）

（新設）

第十条・第十一条 （略）

第十二条から第二十条まで 削除

（船舶に関する表示）

第二十一条 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第二十二条 （略）

（事業の停止及び登録の取消し）

第二十三条 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

一 （略）

二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当することとなつたとき。

三 （略）

2 （略）



(登録の抹消)

第十八条 国土交通大臣は、内航海運業者から第十六条の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第十九条 内航海運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航海運送を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内航海運送を行う他の内航海運業者が第十条、第十一条第一項、第四項若しくは第六項若しくは第十二条の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者が第十一条第一項、第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他の事由によりその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、期限を定めて運航計画の改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)

第二十一条 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

(登録の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、内航海運業者から第二十二条の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

(新設)

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全に関わる情報の公表)

第二十二條 内航海運送をする内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公表しなければならぬ。

第二十三條 第二十五條 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六條 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第十一条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 (略)

(荷主の責務)

第二十九條 荷主は、内航海運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(荷主への勧告)

第三十條 国土交通大臣は、内航海運送をする内航海運業者が第十二条第一項の規定に違反したことにより第二十条第一項の規定による命令をする場合又は内航海運送をする内航海運業者が第十七条第一項第一号若しくは第三号に該当したことにより同項の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航海運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五條の三 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならぬ。

第二十五條の四 第二十六條 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六條の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第九条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対して  
も、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきこと  
を勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ  
、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴か  
なければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を  
公表するものとする。

第三十一条・第三十二条 (略)

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を  
した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ  
れを併科する。

一 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規  
定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。

二 第十四条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に  
違反して、名義を他人に利用させたとき。

第三十四条 第十七条第一項(第二十七条において準用する場合を含む  
。)の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行  
為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、  
又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を  
した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項本文(第二十七条において準用する場合を含む。)の  
規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更したとき

第二十九条・第二十九条の二 (略)

(罰則)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しく  
は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規  
定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだ者

二 第十一条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に  
違反して、名義を他人に利用させた者

第三十一条 第二十三条第一項(第二十七条において準用する場合を含  
む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲  
役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金  
に処する。

一 第七条第一項本文(第二十七条において準用する場合を含む。)の  
規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者

二 第八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行ったとき。

三 第八条第二項、第十一条第三項若しくは第七項又は第二十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第十一条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十一条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

五 第十一条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつたとき。

六 第十一条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）次号において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

### 第三十六条（略）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十三条第二項若しくは第十六条（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（略）

二 第八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行った者

三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第七項又は第二十五条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第九条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第九条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行った者

五 第九条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

六 第九条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）次号において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

### 第三十三条（略）

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項若しくは第二十二条（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（略）

三 第十五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第二十二条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

三 第二十一条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第二十五条の三（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 造船技術の向上等（第二条―第九条）</p> <p>第三章 事業基盤の強化（第十条―第三十一条）</p> <p>第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第五章 罰則（第三十四条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第二章 造船技術の向上等</p> <p>（施設の新設等の許可等）</p> <p>第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。</p> <p>（施設の新設等の許可等）</p> <p>第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備</p>

える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受け若しくは借受けによる引渡しを完了したときは、その日から一月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等の許可等)

第三条 前条第一項の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第四条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する申請があつたときは、第二条第一項又は前条第一項の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力を超えることとならないこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営が我が国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争を引き起こすおそれがないこと。

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受け若しくは借受けによる引渡しを完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等の許可等)

第三条 前条の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第三条の二 国土交通大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請があつたときは、第二条又は前条の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならないこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争を引き起こす虞がないこと。

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第二条第一項又は前条第一項の許可の申請に係る事案が特に重要なものである場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合するかどうかの判定をしようとするとき。

(削る)

二 第二条又は前条の許可の申請に係る事案が特に重要なものである場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合するかどうかの判定をしようとするとき。

(推進性能試験)

第四条 国土交通大臣は、推進機関を備える船舶を製造しようとする者の要求があつたときは、その船舶の設計について水そうによる推進性能試験を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により推進性能試験を受けた設計に基いて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地による推進性能試験を行わなければならない。

3 国土交通大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に対して、推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、設計の変更その他の勸告をすることができる。

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、推進性能試験に要する費用の範囲内において国土交通省令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、推進性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)

第五条 国土交通大臣は、新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない。

2 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーに関しては燃焼及び蒸発の効率について行う。

3 第一項の規定による性能試験については、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(削る)



(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

第五条 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第六条 (略)

(技術に関する勧告)

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し交通政策審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。

(情報等の提供)

第八条 国土交通大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備え置き、第五条第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応じ、これを提供しなければならない。

(報告)

第九条 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。

2 (略)

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

第六条 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第七条 (略)

(技術に関する勧告)

第八条 国土交通大臣は、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し交通政策審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。

(情報等の提供)

第九条 国土交通大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備え置き、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応じ、これを提供しなければならない。

(報告)

第十条 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。

2 (略)

### 第三章 事業基盤の強化

(新設)

(事業基盤強化の促進に関する基本方針)

第十条 国土交通大臣及び財務大臣(財務大臣にあっては、第三項第四

号に掲げる事項に限る。)は、事業基盤強化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艀装品若しくはこれらの部分品若しくは附属品(以下「船舶等」という。)の製造又は修繕をする事業を営む者(以下「造船等事業者」という。)がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであつて、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。

一 造船等事業者がその経営資源(知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。)を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるものいずれかを行うものであること。

イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、船舶等の生産を著しく効率化すること。

ハ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、船舶等の生産に係る費用を相当程度低減すること。

二 前号の事業活動と併せて行うものであつて、次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者の關係事業者(事業者であつて、造船等事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める關係を有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十条

(新設)

- において同じ。)が行う事業の構造の変更を含む。)を行うものであること。
- イ 合併
  - ロ 会社の分割
  - ハ 株式交換
  - ニ 株式移転
  - ホ 株式交付
  - ヘ 事業又は資産の譲受け又は譲渡
  - ト 出資の受入れ
  - チ 他の会社の株式又は持分の取得(当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限り。)
  - リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当を含む、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。)
  - ヌ 会社の設立又は清算
  - ル 有限責任事業組合(有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合をいう。)に対する出資
  - ヲ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄
- 3| 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 事業基盤強化(前項に規定する事業基盤強化をいう。以下同じ。)の促進の意義及び目標に関する事項
  - 二 事業基盤強化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
  - 三 造船等事業者が行う事業基盤強化に関する次に掲げる事項
    - イ 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
    - ロ 事業基盤強化による船舶等の品質の向上に資する取組に関する事項

ハ 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項  
ニ 事業基盤強化の実施方法に関する事項

四 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の方法に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第十七条第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、事業基盤強化の促進のために必要な事項

4 国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 国土交通大臣及び財務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（事業基盤強化計画の認定）

第十一条 造船等事業者は、単独で又は共同で、その実施しようとする事業基盤強化（当該造船等事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 事業基盤強化計画には、次に掲げる事項（前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあつては、第五号を除く。）を記載しなければならない。

一 事業基盤強化の目標

二 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 事業基盤強化による生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組その他の事業基盤強化の内容並びにそれらの実施時期

四 事業基盤強化を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 事業基盤強化に伴う労務に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（現に事業を営む者の届出）

第十一条 この法律施行の際現に第六条第一項各号に掲げる事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、その施設及び事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

- 3 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
  - 一 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
  - 二 関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画
  - 三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条に規定する事業再編計画に関する事項
- 4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号（前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあつては、第四号を除く。次条第三項において同じ。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
  - 一 当該事業基盤強化計画が基本方針に照らし適切なものであること
  - 二 当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化による生産性の向上が、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
  - 四 当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
  - 五 次のイ及びロに適合するものであること。
    - イ 市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
    - ロ 関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 六 第二項第三号に掲げる内容として第二条第一項の施設の新設、譲受け若しくは借受け又は第三条第一項の設備の新設、増設若しくは拡張に関する事項が記載されたものであつて、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、第四条

第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

七 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいずれにも適合するものであること。

5 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る事業基盤強化計画の概要を公表するものとする。

(事業基盤強化計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた造船等事業者(以下「認定事業基盤強化事業者」という。)は、当該認定に係る事業基盤強化計画を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者がその認定に係る事業基盤強化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業基盤強化計画」という。)に従つて事業基盤強化を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業基盤強化事業者に対して、当該認定事業基盤強化計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 国土交通大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(施設等の新設等の許可の特例)

第十三条 造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において

(新設)

(新設)

同じ。)を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であつて、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

(産業競争力強化法の特例)

第十四条 造船等事業者がその事業基盤強化計画(第十一条第三項第三号に掲げる事項が記載されているものに限る。)について同条第一項の認定を受けたときは、当該造船等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定(同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなして、同法第三章第二節(同法第三十五条から第四十五条までの規定を除く。)、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項並びに第四百四十八条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務)

第十五条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十七条第四項第三号に規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従つて行う事業基盤強化(生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。)のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(次条、第二十条第一項及び第二十六条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

(事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針)

第十六条 公庫は、基本方針に即して、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、事業基盤強化促進円滑化業務の実施方法及び実施条

(新設)

(新設)

(新設)

件その他の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下この条及び次条において「実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、実施方針に従って事業基盤強化促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業基盤強化促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、事業基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに基本方針及び実施方針に適合し、かつ、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程（次項及び第十九条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新設）



3 業務規程には、事業基盤強化促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業基盤強化促進業務を行う営業所若しくは事務所を所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない

（新設）

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第十九条 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業基盤強化促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十条 公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業基盤強化促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業基盤強化促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業基盤強化促進業務及び公庫が行う事業基盤強化促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十一条 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(監督命令)

第二十二條 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業基盤強化促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(業務の休廃止)

第二十三條 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業基盤強化促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十四條 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十七条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

(新設)

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十五条 指定金融機関について、第二十三条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十六条 事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、事業基盤強化促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条(同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務(造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十五条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務(以下「事業
------------	------	---

(新設)

(新設)

第七十三條第一號	この法律	この法律（造船法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三條第三號	第十一条	第十一条及び造船法第十五條
第七十三條第七號	第五十八條第二項	造船法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第五十八條第二項
附則第四十七條第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促進円滑化業務を除く。）
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、造船法
第七十一條	第五十九條第一項	造船法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第五十九條第一項

（資金の確保等）

第二十七條 国は、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（新設）

(雇用の安定等)

第二十八条 認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業基盤強化事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業基盤強化事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業基盤強化事業者の雇用する労働者及び認定事業基盤強化事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(連絡及び協力)

第二十九条 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業基盤強化事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(認定事業基盤強化事業者に対する報告の徴収)

第三十条 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者に対して、認定事業基盤強化計画の実施状況及び当該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項について報告を求めることができる。

(指定金融機関に対する報告の徴収等)

第三十一条 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 度において、指定金融機関から事業基盤強化促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 雑則

第三十二条 (略)

#### (経過措置)

第三十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

#### 第五章 罰則

#### (削る)

第三十四条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進

#### (新設)

第十一条の二 (略)

#### (新設)

#### (新設)

#### (罰則)

第十二条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### (新設)

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二条第二項（第三条第二項において準用する場合を含む。）又は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十八条 第十六条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二条第二項（第三条第二項において準用する場合を含む。）第六條又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

（新設）



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業基盤の強化（第十条―第三十二条）</p> <p>第四章 雑則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第五章 罰則（第三十五条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（事業基盤強化の促進に関する基本方針）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艀装品若しくはこれらの部分品若しくは附属品（以下「船舶等」という。）の製造又は修繕をする事業を営む者（以下「造船等事業者」という。）がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであつて、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の事業活動と併せて行うものであつて、次に掲げる措置のいづれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該造船等事業者の關係事業者（事業者であつて、造船等事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める關係を有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十一条において同じ。）が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>3 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 事業基盤の強化（第十条―第三十一条）</p> <p>第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第五章 罰則（第三十四条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（事業基盤強化の促進に関する基本方針）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艀装品若しくはこれらの部分品若しくは附属品（以下「船舶等」という。）の製造又は修繕をする事業を営む者（以下「造船等事業者」という。）がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであつて、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の事業活動と併せて行うものであつて、次に掲げる措置のいづれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該造船等事業者の關係事業者（事業者であつて、造船等事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める關係を有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十条において同じ。）が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>3 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>

- 一〇三 (略)
- 四 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の方法に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第十八条第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- 五 (略)
- 4・5 (略)
- (事業基盤強化計画の認定)
- 第十一条 (略)
- 2 (略)
- 3 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一・二 (略)
- 三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項
- 四 (略)
- 4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号（前条第二項第二号に該当する事業活動を行うとする場合以外の場合にあつては、第四号を除く。次条第三項において同じ。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
- 一〇六 (略)
- 七 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 八 事業基盤強化計画に前項第四号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいずれにも適合するものであること。
- 5 (略)

- 一〇三 (略)
- 四 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の方法に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第十七条第四項第三号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- 五 (略)
- 4・5 (略)
- (事業基盤強化計画の認定)
- 第十一条 (略)
- 2 (略)
- 3 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一・二 (略)
- (新設)
- 三 (略)
- 四 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号（前条第二項第二号に該当する事業活動を行うとする場合以外の場合にあつては、第四号を除く。次条第三項において同じ。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
- 一〇六 (略)
- (新設)
- 七 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいずれにも適合するものであること。
- 5 (略)

(施設等の新設等の許可の特例)

第十三条 造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条及び第十五条において同じ。）を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であつて、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

(船舶安全法の特例)

第十四条 造船等事業者がその事業基盤強化計画（第十一条第三項第三号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に記載された同号の遠隔支援業務に係る事業場については、船舶安全法第六条ノ四第一項の認定があつたものとみなす。

(産業競争力強化法の特例)

第十五条 造船等事業者がその事業基盤強化計画（第十一条第三項第四号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該造船等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなして、同法第三章第二節（同法第三十五条から第四十五条までの規定を除く。）、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項並びに第四百四十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務)

第十六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十八条第四項第

(施設等の新設等の許可の特例)

第十三条 造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において同じ。）を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であつて、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

(新設)

(産業競争力強化法の特例)

第十四条 造船等事業者がその事業基盤強化計画（第十一条第三項第三号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該造船等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなして、同法第三章第二節（同法第三十五条から第四十五条までの規定を除く。）、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項並びに第四百四十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務)

第十五条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十七条第四項第

三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第二十一条第一項及び第二十七条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

#### 第十七条 (略)

(指定金融機関の指定)

#### 第十八条 (略)

2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程（次項及び第二十条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

#### 3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

#### 一 (略)

二 第二十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

#### イ (略)

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消

三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第二十条第一項及び第二十六条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

#### 第十六条 (略)

(指定金融機関の指定)

#### 第十七条 (略)

2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程（次項及び第十九条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

#### 3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

#### 一 (略)

二 第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

#### イ (略)

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消

しの日から起算して五年を経過しないもの

第十九条、第二十四条 (略)

(指定の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十八条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十六条 指定金融機関について、第二十四条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十七条 (略)

2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務（以下「事業
------------	------	--

しの日から起算して五年を経過しないもの

第十八条、第二十三条 (略)

(指定の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十七条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十五条 指定金融機関について、第二十三条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十六条 (略)

2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第五条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務（以下「事業
------------	------	--

第五十八條及 第五十九條 第一項	この法律	この法律、造船法	基盤強化促進円滑化業務」と いう。）を除く。）
第七十一條	第五十九條第一項	造船法第二十七條第二項の規 定により読み替えて適用する 第五十九條第一項	
第七十三條第 一號	この法律	この法律（造船法第二十七條 第二項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）	
第七十三條第 三號	第十一條	第十一條及び造船法第十六條	
第七十三條第 七號	第五十八條第二項	造船法第二十七條第二項の規 定により読み替えて適用する 第五十八條第二項	
附則第四十七 條第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促 進円滑化業務を除く。）	

第二十八條～第三十二條（略）

第四章 雑則

第五十八條及 第五十九條 第一項	この法律	この法律、造船法	基盤強化促進円滑化業務」と いう。）を除く。）
第七十一條	第五十九條第一項	造船法第二十六條第二項の規 定により読み替えて適用する 第五十九條第一項	
第七十三條第 一號	この法律	この法律（造船法第二十六條 第二項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）	
第七十三條第 三號	第十一條	第十一條及び造船法第十五條	
第七十三條第 七號	第五十八條第二項	造船法第二十六條第二項の規 定により読み替えて適用する 第五十八條第二項	
附則第四十七 條第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促 進円滑化業務を除く。）	

第二十七條～第三十一條（略）

第四章 雑則

第三十三條・第三十四條 (略)

第五章 罰則

第三十五條 (略)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十四條第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十七條・第三十八條 (略)

第三十九條 第十七條第二項又は第二十一條第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第三十二條・第三十三條 (略)

第五章 罰則

第三十四條 (略)

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三條第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六條・第三十七條 (略)

第三十八條 第十六條第二項又は第二十條第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク次条第二項ヲ除キ以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ</p>
<p>第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ状態ヲ遠隔カラ監視スル為ノ設備、機器又ハ装置（以下設備等ト称ス）ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該設備等ノ運用ニ付運用規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該運用規程ニ従ヒ設備等ヲ用ヒテ船舶ノ航行ヲ支援スル業務ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノ（以下遠隔支援業務ト称ス）ヲ行フ者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ遠隔支援業務ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受クルコトヲ得</p> <p>② 遠隔支援業務ニ付前項ノ認定ヲ受ケタル者ガ行フ遠隔支援業務ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該遠隔支援業務ニ付同項ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ認定ヲ受ケタル事業場ニ於テ遠隔支援業務ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ</p>	<p>（新設）</p>



依り其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ当該整備規程ニ適合シテ為シタルコト  
ヲ管海官庁ガ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ  
定ムル所ニ依リ第五条第一項ノ検査（臨時航行検査及特別検査ヲ除ク  
）ヲ省略ス

第六条ノ五・第六条ノ六（略）

第七条（略）

②（略）

③ 第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ確認ハ国土交通大臣  
ノ特定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁及当該  
遠隔支援業務ヲ行フ事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

④ 第六条ノ五第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検査ハ当該船舶又ハ  
物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

第九条（略）

②・③（略）

④ 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ五第一項  
ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ  
交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

⑤ 第六条ノ五第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶  
又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

⑥（略）

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシ  
テ船舶又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者  
ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身  
分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ  
二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性

第六条ノ四・第六条ノ五（略）

第七条（略）

②（略）

（新設）

③ 第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検査ハ当該船舶又ハ  
物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

第九条（略）

②・③（略）

④ 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項  
ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ  
交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

⑤ 第六条ノ四第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶  
又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

⑥（略）

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシ  
テ船舶又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者  
ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身  
分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ  
二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性

及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムル  
コトヲ得

③ (略)

第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該違反  
行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一〇九 (略)

②④ (略)

第十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、  
臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタルトキハ当該違反行為ヲ為シ  
タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシ  
テ第六条ノ五第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対  
シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者  
ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 船舶所有者又ハ船長第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ依ル処分  
ニ違反シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金  
ニ処ス

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ  
若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ  
タルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二条 船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ  
依ル認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ  
虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以  
下ノ罰金ニ処ス

及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムル  
コトヲ得

③ (略)

第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ一年以下  
ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一〇九 (略)

②④ (略)

第十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、  
臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五  
十万円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシ  
テ第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対  
シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円  
以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 船舶所有者又ハ船長第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ依ル処分  
ニ違反シタルトキハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ  
若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ  
タル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二条 船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ  
依ル認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ  
虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ五第一項の規定による検定に関する事務

三・四 (略)

2ノ4 (略)

(検定に関する事務を行う場合における準用)

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替えるものとする。

(登録)

第二十五条の四十六 第六条ノ五第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

(検定の義務)

第二十五条の四十九 (略)

2 (略)

3 登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務

三・四 (略)

2ノ4 (略)

(検定に関する事務を行う場合における準用)

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替えるものとする。

(登録)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

(検定の義務)

第二十五条の四十九 (略)

2 (略)

3 登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条

ノ五第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。

4 (略)

(登録)

第二十五条の六十七 第六条ノ六の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第二十八条 (略)

②⑤⑥ (略)

⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納

ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。

4 (略)

(登録)

第二十五条の六十七 第六条ノ五の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第二十八条 (略)

②⑤⑥ (略)

⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納

、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三 (略)

② (略)

③ 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する証書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ証書発給員トス

第二十九条ノ六 第六条ノ二乃至第六条ノ四ニ規定スル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長(運輸監理部長ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三 (略)

② (略)

③ 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する証書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ証書発給員トス

第二十九条ノ六 第六条ノ二及第六条ノ三ニ規定スル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長(運輸監理部長ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

改正案	現行
<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章 罰則（第百二十二条―第百三十六条） 附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用） 第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p> <p>② 第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。</p> <p>（雇入契約の成立等の届出） 第三十七条 船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以</p>	<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章 罰則（第百二十二条―第百三十五条） 附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用） 第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p> <p>② 第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。</p> <p>（雇入契約の成立等の届出） 第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇</p>

下「雇入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(削る)

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならない。

② 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の記録簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

(労務管理責任者)

第六十七条の二 船舶所有者は、前条第一項の記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であつて国土交通省令で定めるところを管理させるため、労務管理責任者を選任しなければならない。

② 労務管理責任者は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があるときは、船舶所有者に対しその旨の意見を述べるものとする。

③ 船舶所有者は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、船員の健康状態その他の実情を考慮して、同項の措置のうち適切なものを講じなければならない。

入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて届け出なければならない。

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、船員の労働時間、補償休日、休息时间及び第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

② 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(新設)

④ 船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならぬ。

⑤ 船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（例外規定）

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合（海員にあつては、船長の命令により当該作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

② 船長は、補償休日又は休息时间において、前項の作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できるだけ限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止）

第八十六条（略）

② 前項の規定は、第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ （略）

（例外規定）

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が次に掲げる作業に従事する場合（海員にあつては、船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

② 船長は、補償休日又は休息时间において、前項各号に掲げる作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できるだけ限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止）

第八十六条（略）

② 前項の規定は、第六十八条第一項第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ （略）



(例外規定)

第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三  
第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定  
は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させ  
る場合には、これを適用しない。

(海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第  
一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め  
たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ  
ればならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当  
該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合に  
おいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ  
られたものと認めるときも、同様とする。

一〇十 (略)

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記録簿に  
記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に  
交付されていること。

十二〜三十四 (略)

二〇五 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事  
業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに  
事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記  
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電  
磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六

(例外規定)

第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三  
第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定  
は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従  
事させる場合には、これを適用しない。

(海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第  
一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め  
たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ  
ればならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当  
該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合に  
おいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ  
られたものと認めるときも、同様とする。

一〇十 (略)

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載され  
た帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写  
しが船員に交付されていること。

十二〜三十四 (略)

二〇五 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事  
業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに  
事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記  
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電  
磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三

条において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(付加金の支払)

第百十六条 (略)

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から五年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（給料その他の報酬の債権にあつては、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第五十条第二項、第五十五条又は第六十六条の二の規定に違反したとき。

二 二七 (略)

(削る)

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条

条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(付加金の支払)

第百十六条 (略)

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（退職手当の債権にあつては、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の二又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 二七 (略)

八 第六十七条第一項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条

、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十八条第一項、第一百八十八条の二、第一百八十八条の三若しくは第一百八十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
- 二 第百条の四の規定による検査を受けず、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。
- 三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三百十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十八条第一項、第一百八十八条の二、第一百八十八条の三若しくは第一百八十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
- 二 第百条の四の規定による検査を受けず、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。
- 三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第三百十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第六十七条第二項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第九十三条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第五十八条の二又は第六十七条第一項の規定による報酬支払簿若しくは記録簿を備え置かず、又は報酬支払簿若しくは記録簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六・七 (略)

第三百三十二条 第一百条第二項の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)  
(削る)

② 第二百十条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

- 一 自己の船員手帳を棄損した者
- 二 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- 三 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- 四 他人の船員手帳を行使した者

三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第九十三条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

(新設)

四 第五十八条の二又は第六十七条第三項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四の二・五 (略)

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百条第二項の規定による処分に違反した者
- 二 第二百十条の三第四項の規定による処分に違反した者

(新設)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 自己の船員手帳を棄損した者
- 三 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- 四 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- 五 他人の船員手帳を行使した者

(削る)

(削る)

五 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
(削る)

六 第百九条の規定に違反した者

七 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

八 第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百九十八条の規定に違反したとき。

三 第百九十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第百一条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第百七条第一項の規定による出頭の命令に依らず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 第百九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第百九十八条の規定に違反した者

八 第百九十九条の規定による命令に違反した者

九 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第百一条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第百七条第一項の規定による出頭の命令に依らず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第百九条の規定に違反した者

十三 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

十四 第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(新設)

(削る)

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百三十一条まで、第三百三十二条第一項又は第三百三十三条第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三百三十三条第二項(第四号を除く。 )の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に對して、同条の刑を科する。

第三百三十六條 第三百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。 )は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則

第三条 第三百十六條第二項の規定の適用については、当分の間、同項ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

② 第一百七十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権にあつては」とあるのは、「(退職手当を除く。 )の債権にあつては三年間、退職手当の債権にあつては」とする。

第三百三十三条の二 第三百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。 )は、二十万円以下の過料に処する。

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百三十一条まで、第三百三十二条第一項又は第三百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三百三十三条第六号から第八号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に對して、同条の刑を科する。

(新設)

(新設)



改正案	現行
<p>2  </p> <p>第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。</p> <p>一   その内容が法令に違反する求人又は求職の申込み</p> <p>二   その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認められる求人の申込み</p> <p>三   労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（国土交通省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み</p> <p>四   次条第一項の規定による明示が行われない求人の申込み</p> <p>五   次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み</p> <p>イ   暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び第三十五条第七号において「暴力団員」という。）</p> <p>ロ   法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの</p> <p>ハ   暴力団員がその事業活動を支配する者</p> <p>六   正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み</p> <p>地方運輸局長は、求人者の申込みが前項各号に該当するかどうかを確</p>	<p>第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みの内容が法令に違反するとき、求人者の申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不適當であると認めるとき、又は求人者が次条第一項の規定による労働条件の明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。</p> <p>（申込みの受理）</p> <p>（新設）</p>



認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

4 (略)

(労働条件等の明示)

第十六条 求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(次項において「従事すべき業務の内容等」という。)を明示しなければならない。

2 求人者は、求人者の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合において、求職者に対して前項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を変更するときその他国土交通省令で定めるときは、当該求職者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他国土交通省令で定める事項を明示しなければならない。

3 前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

第十八条 削除

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団

(新設)

2 (略)

(労働条件の明示)

第十六条 求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(新設)

2 前項の規定による労働条件の明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

第十八条 紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間において、その受理の順序による。ただし、求職者が地方運輸局長の紹介する適当な職に就くことを国土交通省令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときに新たに申込みの受理があつたものとみなす。

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団

体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種<sup>3</sup>の範囲その他業務の範囲（第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。）を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

3  
(略)

(許可の欠格事由)

第三十五条 国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、同条第一項の許可を与えてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六條、第五十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條、第二百三條の二若しくは第二百四條第一項（同法第二百二條又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條

体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種<sup>3</sup>の範囲その他業務の範囲（次条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。）を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

3  
(略)

(新設)

前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第三百三条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

六 第三百三条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

七 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条及び第五十六条において「暴力団員等」という。）

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

九 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十一 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十六条 第三十四条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者（以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。）は、次

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十五条 前条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者（以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。）は、次の各号

の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三十七条 (略)

第三十六条 (略)

(削る)

(兼業の制限)

第三十七条 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、次の業務を行うことができない。ただし、無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

- 一 両替
  - 二 質屋
  - 三 酒類の販売
  - 四 飲食店
  - 五 日用品の販売
  - 六 宿泊所
- 2 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)  
第四十条 (略)

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)  
第四十条 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 前三条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、前条第一項中「船員職業紹介所」との当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「船員職業紹介所」との当該船員職業紹介事業」とあるのは「当該船員職業紹介事業」と読み替えるものとする。

4 第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「船員職業紹介所」との当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「船員職業紹介所」との当該船員職業紹介事業」とあるのは「当該船員職業紹介事業」と読み替えるものとする。

5 (略)

5 (略)

(準用規定)

第四十二条 第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第十五条第三項、第十六条第三項及び第二十一条第二項を除く。)中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十六条又は第四十条第三項の規定により、取扱職種の種類等を定めてこれらの規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(準用規定)

第四十八条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人申込みを当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び同条中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、第十六条第二項中「求人者は、求人申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員の募集を行う者(第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。)」は、募集に応じて船員になろうとする者」と、「求職者に」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者に」と、第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者(国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。)」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同

(準用規定)

第四十二条 第十五条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条第二項及び第二十一条第二項を除く。)中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十五条又は第四十条第三項の規定により、取扱職種の種類等を定めてこれらの規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(準用規定)

第四十八条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人申込みを当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び同条中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者(国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。)」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員の募集を行う者に通報するものとし、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶に

条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員の募集を行う者に通報するものとし、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第五十二条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者は、あらかじめ、無料船員労務供給事業者に対し、無料船員労務供給事業者」と、「紹介」とあるのは「船員労務供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「供給される船員」と、第十六条第二項中「求人者は、求人者の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者(供給される船員を雇用する場合に限る。）」は、供給される船員」と、「求職者に」とあるのは「供給される船員」と、第十九条及び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員労務供給事業者」と、同項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

おける就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第五十二条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者は、あらかじめ、無料船員労務供給事業者に対し、無料船員労務供給事業者」と、「紹介」とあるのは「船員労務供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「供給される船員」と、同条及び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員労務供給事業者」と、同項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

(許可の欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四條第一項(同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(許可の欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四條第一項(同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇五 (略)

六 第三百三条第一項又は第三項の規定により船員派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

七 第三百三条第一項又は第三項の規定による船員派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者(当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九 暴力団員等

十・十一 (略)

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(許可の有効期間等)

第六十条 (略)

二〇四 (略)

5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条(第五号から第八号

三〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

六・七 (略)

(新設)

(新設)

(許可の有効期間等)

第六十条 (略)

二〇四 (略)

5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条(第五号を除く。)



までを除く。)及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(派遣元責任者)

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者(未成年者及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるものを除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一〇六 (略)

(船員法の適用に関する特例等)

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶(以下この条及び次条において単に「船舶」という。)に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの(以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。)の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三条及び第五条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)並びに船員法第六十七条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員に対する休日及び有給休暇」とあるのは、「船員に対する休日」とする。

2 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船舶所有者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、船員法第六十七条の二(第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「労務管理責任者」とあるのは「派遣

及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(派遣元責任者)

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号、第二号、第四号及び第五号に該当しない者(未成年者及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるものを除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一〇六 (略)

(船員法の適用に関する特例等)

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶(以下この条及び次条において単に「船舶」という。)に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの(以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。)の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三条及び第五条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

(新設)

先の船舶所有者（船員職業安定法第八十九条第一項から第三項まで、第五項又は第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）により選任された労務管理責任者」と、「休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更」とあるのは「休日の付与」と、「船舶所有者」とあるのは「派遣先の船舶所有者」と、同条第三項中「同項の措置」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される前項の措置」とする。

3・4 (略)

5| 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第三十七条、第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第六十七条の二第四項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第一百八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第二項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「これを国土交通大臣に」とあるのは「

2・3 (略)

4| 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第一百八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「これを国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法

及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出した場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出した場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の三第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

6| (略)

7| 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第三項、第五項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第六十七条の二第二項の規定、第三項の規定により適用される同法第八十一条第一項の規定、第五項の規定により適用される同法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条第一項及び第

第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出した場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出した場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の三第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

5| (略)

6| 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第四項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第八十一条第一項の規定、第四項の規定により適用される同法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項

二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定（次項において「船員法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

8| 派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき（当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に関し第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定を適用する。

9| 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき（派遣先の船舶所有者が与えているときを含む。）」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」とあるのは「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七

、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定（次項において「船員法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

7| 派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき（当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に関し第二項、第四項又は第五項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定を適用する。

8| 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき（派遣先の船舶所有者（船員職業安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）が与えているときを含む。）」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」

十三条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第一百一条第一項及び第一百十二条第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第一百一条第一項及び第二項、第一百六条、第一百七条第一項、第一百一十一条、第一百二十二条第二項、第一百三十一条並びに第八十八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）と、同法第一百一条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百一十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百五十五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働基準法（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用される場合を含む。）と、同法第二百六条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第八十八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の違反の罪（同条第八項の規定により適用される第二百二十九条から第三百三十一条までの規定の罪を含む。）と、同法第八十八条の二中「第一百一条第二項に規定する場合」とあるのは「第一百一条第二項に規定する場合（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第一百三十一条第一項中「労働基準法、この法律に基づく命令、」

とあるのは「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の第三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第一百一条第一項及び第一百十二条第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同法第一百一条第一項及び第二項、第一百六条、第一百七十一条、第一百一十一条、第一百二十二条第二項、第一百三十一条並びに第八十八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）と、同法第一百一条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百一十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第二百五十五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働基準法（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用される場合を含む。）と、同法第二百六条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の違反の罪（同条第七項の規定により適用される第二百二十九条から第三百三十一条までの規定の罪を含む。）と、同法第八十八条の二中「第一百一条第二項に規定する場合」とあるのは「第一百一条第二項に規定する場

とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）並びに」と、「第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の第二第一項、第六十五条及び第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類を含む。）」と、「同法第一百八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第二百二十条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）並びに同条第八項の規定」として、これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

10| 前各項の規定による船員法の特例（第六項の規定による同法第七十条の二から第七十条の三までの規定の適用に係る部分を除く。）については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者（第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

11| 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者（第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定（第五項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）は、適用しない。

合（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第一百三十一条中「労働基準法、この法律に基づく命令」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）並びに」と、「第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の第二第一項、第六十五条及び第六十五条の第三第三項の協定を記載した書類を含む。）」と、同法第一百八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第二百二十条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）並びに同条第七項の規定」として、これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

9| 前各項の規定による船員法の特例（第五項の規定による同法第七十条の二から第七十条の三までの規定の適用に係る部分を除く。）については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者（第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

10| 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者（第四項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定（第四項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）は、適用しない。

12) (略)

13) 第一項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第九条第三項、第十一条第一項、第十二条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項及び第十一条の三第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条の二 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の

11) (略)

12) 第二項から第四項まで及び第八項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第九条第三項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(新設)

充実等に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号)第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第九十七条 国土交通大臣は、この法律(第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。 )の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者、船員労務供給を受けようとする者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第九十八条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該求人

(新設)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第九十七条 国土交通大臣は、この法律(第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。 )の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第九十八条 (略)

(新設)



者又は船員労務供給を受けようとする者に対し、第十五条第三項（第四十二条第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）

又は第十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四十二条第一項及び第五十二条において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 求人者が第十五条第二項（第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による求めに対して事実相違する報告をしたとき。

二 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十六条第一項又は第二項の規定に違反しているとき。

三 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十五条第三項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して前条の規定による指導又は助言を受けたにもかかわらず再びこれらの規定に違反するおそれがあると認めるとき。

3| 国土交通大臣は、船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4| (略)

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労務供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を

(新設)

2| (略)

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労務供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求める

申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者、求人者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者、求人者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(事業の停止又は許可の取消し)

第二百三条 (略)

2 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者が第三十五条各号(第五号及び第六号を除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第五号から第八号までを除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

(削る)

ことができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(事業の停止又は許可の取消し)

第二百三条 (新設) (略)

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3 第一項の規定により船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者には、船員職業紹介事業の許可を与えることができない。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つたとき又はこれに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つたとき又はこれに従事したとき。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十三条の規定に違反したとき（次条第二号の規定に該当する場合を除く。）。
  - 二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第一項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたとき。
- (削る)

- 三 第四十四条第一項の規定に違反したとき。
- 四 第五十条の規定に違反したとき。
- 五 第五十四条第一項の規定に違反したとき。
- 六 第六十三条の規定に違反したとき。
- 七 第三十三条第一項の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業務、船員労務供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反したとき。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の規定に違反したとき。
- 二 第四十条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出を

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つた者又はこれに従事した者
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つた者又はこれに従事した者

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十三条の規定に違反した者（次条第二号の規定に該当する者を除く。）
- 二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第一項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

- 三 第三十七条の規定に違反した者
- 四 第四十四条第一項の規定に違反した者
- 五 第五十条の規定に違反した者
- 六 第五十四条第一項の規定に違反した者
- 七 第六十三条の規定に違反した者
- 八 第三十三条第一項の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業務、船員労務供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反した者

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十六条の規定に違反した者
- 二 第四十条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出を

して、無料の船員職業紹介事業を行ったとき。

三 第四十四条第二項の規定に違反したとき。

四 第四十五条の規定に違反したとき。

五 第四十六条の規定に違反したとき。

六 第四十七条の規定に違反したとき。

七 第九十八条第一項又は第四項の規定による命令に違反したとき。

八 虚偽の広告、文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四十

八条第二項の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条

件を提示して船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船

員派遣を行ったとき又はこれに従事したとき

九 虚偽の条件を提示して、地方運輸局長又は船員職業紹介を行う者

に求人申込みを行ったとき。

十 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせる

ために、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派

遣を行ったとき又はこれに従事したとき。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）の

帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつたとき又は虚偽の帳

簿書類を作成したとき。

二 第五十五条第二項（第六十条第五項において準用する場合を含む

。）に規定する申請書又は第五十五条第三項（第六十条第五項にお

いて準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提

出したとき。

三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項

の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十一

条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第七

十七条、第八十五条又は第八十六条の規定に違反したとき。

して、無料の船員職業紹介事業を行った者

三 第四十四条第二項の規定に違反した者

四 第四十五条の規定に違反した者

五 第四十六条の規定に違反した者

六 第四十七条の規定に違反した者

七 第九十八条の規定による命令に違反した者

八 虚偽の広告、文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四十

八条第二項の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条

件を提示して船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船

員派遣を行った者又はこれに従事した者

（新設）

九 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせる

ために、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派

遣を行った者又はこれに従事した者

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

に処する。

一 第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）の

帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿

書類を作成した者

二 第五十五条第二項（第六十条第五項において準用する場合を含む

。）に規定する申請書又は第五十五条第三項（第六十条第五項にお

いて準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提

出した者

三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項

の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十一

条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第七

十七条、第八十五条又は第八十六条の規定に違反した者

五 第一百一条の規定による地方運輸局長の求めがあつた場合において報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第一百二条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十六条の規定に違反した者
- 二 (略)

五 第一百一条の規定による地方運輸局長の求めがあつた場合において報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第一百二条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条の規定に違反した者
- 二 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	
(略)	(略)	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	

現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	
(略)	(略)	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
(略)	(略)	

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働組合法等の適用除外）            第八十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号及び第七号を除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）、及び第三百三十四号並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>	<p>（労働組合法等の適用除外）            第八十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）、及び第三百三十四号並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>

○ 内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。            一・二（略）            三 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（内航海運業法第二条第二項第一号の内航運送をする事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。            一・二（略）            三 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（内航海運業法第二条第二項の内航運送をする事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。）</p>



○ 小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（造船法の適用除外）                      第二十二條 小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船法第五條の規定による届出をしなくてもよい。</p>	<p>（造船法の適用除外）                      第二十二條 小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船法第六條の規定による届出をしなくてもよい。</p>

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>		<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
	税率		税率
一〇百二十七の二（略）		一〇百二十七の二（略）	
<p>百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可                  （注）造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十三条（施設等の新設等の許可の特例）の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。</p>		<p>百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可</p>	
<p>（一）造船法第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許</p>	許可 件数	<p>（一）造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る</p>	許可 件数
	一件につき十五万円		一件につき十五万円

<p>可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）</p>	<p>(二) (略)</p>	<p>百二十九 (略)</p>	<p>百三十 船舶等に係る製造工事若しくは改造修理工事、整備若しくは遠隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録</p> <p>(注) 海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船舶導入計画の変更の認定又は造船法第十条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、当該事業場の認定とみなす。</p>	<p>(一)・(二) (略)</p>	<p>(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項（事業場の認定）の遠隔支援業務に係る事業場の認定（財務省</p>
					<p>申請 件数</p> <p>一件につき九万円（既に(三)に掲げる認定を受けている者については</p>

<p>施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）</p>	<p>(二) (略)</p>	<p>百二十九 (略)</p>	<p>百三十 船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録</p>	<p>(一)・(二) (略)</p>	<p>(新設)</p>

<p>令で定めるものを除く。）</p> <p>、一万五千元）</p>	<p>(四) 船舶安全法第六条ノ五第一項 (登録検定機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(五) 船舶安全法第六条ノ六(登録 検査確認機関の登録) の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(六) (八) (略)</p>	<p>百三十一 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録</p>	<p>(一) (七) (略)</p>	<p>(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項(登録検定機関の登録) の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(九) (略)</p>	<p>百三十二ノ百六十 (略)</p>
	<p>(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項 (登録検定機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(四) 船舶安全法第六条ノ五(登録 検査確認機関の登録) の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(五) (七) (略)</p>	<p>百三十一 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録</p>	<p>(一) (七) (略)</p>	<p>(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項(登録検定機関の登録) の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>登録 件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(九) (略)</p>	<p>百三十二ノ百六十 (略)</p>

改正案	現行
<p>（船舶安全法の準用）</p> <p>第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二、<u>第六条ノ三、第六条ノ五、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備（有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。）又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。次項において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五</u>条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二</p>	<p>（船舶安全法の準用）</p> <p>第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、<u>第六条ノ二から第六条ノ四</u>まで、<u>第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九</u>条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備（有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。）又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。次項において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、<u>第六条ノ三及び第六</u>条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二</p>

条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ五第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一ノ十 (略)

十一 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五項の標示を付した者  
十二ノ十四 (略)

「検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一ノ十 (略)

十一 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五項の標示を付した者  
十二ノ十四 (略)

○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等）</p> <p>第九条 船員職業安定法第三十三条から第三十五条まで、第四十一条、第四十三条及び第百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。</p> <p>2 船員職業安定法第七条、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条、第九十六条第一項及び第百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。</p>	<p>（船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等）</p> <p>第九条 船員職業安定法第三十三条、<u>第三十四条</u>、第四十一条、第四十三条及び第百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。</p> <p>2 船員職業安定法第七条、第十五条から第十九条まで、<u>第二十条第二項</u>、第二十一条、第九十六条第一項及び第百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。</p>